

電力買取サービス規約

2024年4月

SB パワー株式会社

電力買取サービス規約

この電力買取サービス規約（以下「本規約」といいます。）は、当社が提供する電力買取サービスによって当社と電力受給契約を締結したお客さまが、管轄電力会社が維持及び運用する供給設備に太陽光発電設備を低圧で連系し、当該本件太陽光発電設備から発生する電力を当社に供給し、当社がこれを調達する場合の電力受給契約の条件を定めたものです。

第1章 総則

第1条 （定義）

本規約において使用する用語の意味は、次のとおりといたします。

用語	用語の定義
お客さま	本規約に基づいて当社と受給契約を締結しようとするお客さま及び受給契約を締結したお客さまをいいます。
管轄電力会社	お客さまの保有する発電設備等の所在する地域を供給区域とする一般送配電事業者をいいます。
関係法令等	条約、法律、政令、省令、規則、告示、判決、決定、命令、仲裁判断、通達、監督指針、ガイドライン、監督当局の書面による指導、勧告若しくはこれに類するものをいいます。
検針日	受電用計量器の値を管轄電力会社が確認する日として管轄電力会社があらかじめ定めた日をいいます。
計量日	記録型計量器により計量する場合において、電力量計の値が記録型計量器に記録される日として管轄電力会社があらかじめ定めた日をいいます。
再エネ特措法	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号、その後の改正を含む）をいいます。
本件太陽光発電設備	太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいいます。
受給契約	本規約に基づいて当社とお客さまとの間で締結される契約であり、お客さまが当社に本件太陽光発電設備から発生する電気を供給し、当社がこれを調達する契約をいいます。
受給電力	お客さまの本件太陽光発電設備から発生する電力であって、当社が受給契約（卒 FIT 受給契約も含まれます）に従い調達する電力をいいます。
調達期間	再エネ特措法第 3 条第 1 項に基づき経済産業大臣が定める調達期間及び卒 FIT 後、当社が定める調達する期間をいいます。

調達価格	再エネ特措法第 3 条第 1 項に基づき経済産業大臣が定める調達価格及び当社が独自に定める調達する価格をいいます。
特例太陽光価格	再エネ特措法附則第 6 条第 1 項の規定により認定を受けた発電とみなされる発電に係る同法第 3 条の規定（調達価格に係る部分に限ります。）の例に準じて経済産業大臣が定める価格をいいます。
特例太陽光調達期間	再エネ特措法附則第 6 条第 1 項の規定により認定を受けた発電とみなされる発電に係る同法第 3 条の規定（調達期間に係る部分に限ります。）の例に準じて経済産業大臣が定める期間をいいます。
卒 FIT	再エネ特措法に基づき経済産業大臣が定める調達期間の満了後をいいます。
卒 FIT 受給契約	本規約に定める再エネ特措法に基づかない、当社が独自に定める調達価格及び調達期間にて当社とお客さまとの間で締結される契約であり、お客さまが当社に本件太陽光発電設備から発生する電気を供給し、当社がこれを調達する契約をいいます。
発電設備等	お客さまが設置した本件太陽光発電設備又は二次電池等で放電時の電気的特性が発電設備と同等である設備をいいます。
設備認定	再エネ特措法第 6 条第 1 項に定める設備の認定をいいます。
認定発電設備	発電設備のうち、再エネ特措法による認定を受けた発電設備をいいます。
認定事業者	認定発電設備により発電事業を行うものをいいます。
最大受電電力	当社が受電する電力の最大値をいいます。
経済的出力抑制	再エネ特措法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号 その後の改正を含み 以下「施行規則」といいます。）第 14 条第 1 項第 8 号イ に規定する 出力の抑制にあたり、管轄電力会社が本来出力の抑制を受けるべき認定発電設備を有する認定事業者の代わりにその有する認定発電設備の出力を抑制するよう他の認定事業者に指示し、出力を抑制することをいいます。
オンライン事業者	発電者のうち、経済的出力抑制において、管轄電力会社から本来出力の抑制を受けるべき認定発電設備を有する認定事業者の代わりにその有する認定発電設備の出力を抑制するよう指示を受けた認定事業者をいいます。
オフライン事業者	発電者のうち、経済的出力抑制において、本来出力の抑制を受けるべき認定発電設備を有する認定事業者をいいます。
代理制御調整電力量	経済的出力抑制が行なわれた場合における、次の電力量をいい、管轄電力会社が算定し、当社に通知した値とします。 イ オンライン事業者においては、経済的出力抑制が行なわれた時

	<p>間帯において、オフライン事業者が有する認定発電設備を用いて電力受給を行った再生可能エネルギー電気の電力量</p> <p>ロ オフライン事業者においては、本来出力の抑制を受けるべき時間帯として、あらかじめ管轄電力会社から示された時間帯において、当該事業者が有する認定発電設備を用いて電力受給を行った再生可能エネルギー電気の電力量。原則として負の値で表記され、料金等の算定においても、負の値として扱うものとします。</p>
解体等積立金額	<p>受給電力量に、再エネ特措法第 15 条の 7 に規定する解体等積立基準額を乗じて得た金額をいいます。</p> <p>なお、経済的出力抑制が行なわれた場合には、受給電力量に、第 15 条の 7 に規定する解体等積立基準額を乗じて得た金額をいいます。</p> <p>なお、経済的出力抑制が行なわれた場合には、受給電力量に、再エネ特措法第 15 条の 7 に規定する解体等積立基準額を乗じて得た金額から、代理制御調整電力量に再エネ法第 15 条の 7 に規定する解体等積立基準額を乗じて得た金額を、オンライン事業者については加算し、オフライン事業者については控除した金額をいいます。</p>
発電側課金	<p>託送料金の一部（託送供給等約款に定める発電者に係る料金（系統連系受電サービス料金）を含みます。）を系統利用者である発電者にご負担いただく制度をいいます。</p>
系統連系受電サービス料金	<p>発電側課金制度にもとづき発電者が負担する費用をいいます。</p>

第2条 （適用範囲）

本規約の適用は、お客さまの本件太陽光発電設備に適用される調達価格及び調達期間が平成 24 年度又は平成 25 年度の適用を受けている場合並びにお客さまの本件太陽光発電設備が特例太陽光価格及び特例太陽光調達期間の適用を受けている場合及び卒 FIT 受給契約の締結を行ったお客さまに限るものといたします。

第3条 （本規約の変更等）

1. 当社は、再エネ特措法その他の関係法令等が改正された場合、その他当社が必要と判断した場合、本規約を変更することがあります。この場合の電力受給契約の条件は、変更後の本規約によります。
2. 当社は本規約を変更する場合、お客さまに電子メールにより通知する方法、Web サイトへ掲示する方法、書面により通知をする方法、又はその他の当社が適当であると判断する方法によりその内容をご説明いたします。なお、当社がお客さまに対し電子メールにより通知をする場合は、第 5 条（受給契約の申込み）に基づき当社に提出する申込書に

記載された宛先へ通知するものとし、当該電子メールの到達に合理的に必要な時間の経過をもって到達したものとみなします。また、Web サイトへ掲示する方法により通知する場合には、当該 Web サイトへの掲示をもって通知が到達したものとみなします。なお、当社がお客さまに対し書面により通知をする場合は、第 5 条に基づき当社に提出する申込書に記載された住所へ送付するものとし、当該書面の到達に合理的に必要な時間の経過をもって到達したものとみなします。

第4条 (単位及び端数処理)

本規約において使用する単位及びその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 最大受電電力の単位は、1 キロワット (1kW) とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 受給電力量の単位は、1 キロワット時 (1kWh) とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。
- (4) 代理制御調整金の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。
- (5) 解体等積立金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

第2章 契約の申込み

第5条 (受給契約の申込み)

1. お客さまが当社と受給契約の締結を希望される場合は、あらかじめ本規約を承認のうえ、当社所定の申込書によって申込みをしていただきます。
2. 第 1 項の申込みをするにあたっては、管轄電力会社が定める託送供給約款における発電者に関する遵守事項を遵守する旨の承諾書を添えて申込みを行うものとします。
3. お客さまが第 1 項の申込み前に当社と異なる電気事業者との間で、本件太陽光発電設備に係る電力受給契約を締結していた場合、第 1 項の申込みをもって、管轄電力会社から当社に対して、受給契約の申込みに必要なお客さまの情報の提供を行うことにつき、同意していただいたものとみなします。

第6条 (受給契約の成立及び契約期間)

1. 受給契約は、第 5 条 (受給契約の申込み) に基づく申込みに対して、当社が承諾したときに成立いたします。
2. 受給期間は、以下になります。
 - (1)再エネ特措法に基づく受給契約の場合
受給開始日 (同日を含む。) から 3 年間経過後に最初に到来する検針日または計量日の

前日までといたします。また、受給期間は、受給期間満了日の翌日から2年間経過後の最初に到来する検針日または計量日の前日までの期間、同一条件にて自動的に更新され、以後はこの例によります。ただし、受給期間中において、お客さまの本件太陽光発電設備に適用される調達期間又は特例太陽光調達期間満了日が到来する場合は、調達期間満了日又は特例太陽光調達期間経過後最初に到来する検針日または計量日の前日までといたします。

なお、当社はお客さまに対し、調達期間満了日又は特例太陽光調達期間経過後最初に到来する検針日または計量日の前日の1ヶ月前までに調達期間終了後の料金単価を電子メール、WEBサイト等により通知するものとします。この場合において、お客さま、または当社から別段の意思表示がない場合は、調達期間（特例太陽光調達期間を含む）の終期の翌日をもって(2)の卒FIT受給契約が成立したものといたします。

(2) 卒FIT受給契約の場合

卒FIT受給開始日から1年経過後に最初に到来する検針日または計量日の前日までを受給期間とし、受給期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合、以降は1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

第7条 （電気方式、周波数等）

電気方式、周波数、標準電圧、責任分界点及び財産分界点は、当社が、管轄電力会社との間で締結する接続供給契約と同一といたします。

第8条 （契約の単位）

契約の単位は、1発電場所につき1受給契約を結びます。

第9条 （電力受給の開始）

1. 当社は、お客さまの受給契約の申込みを承諾したときは、当社及び管轄電力会社と協議のうえ受給開始日を定め、受給準備その他必要な手続きを経たのち、電力受給を開始いたします。
2. 当社は、天候、電気の需給状況等の事情その他やむをえない理由によって、あらかじめ定めた受給開始日に電力受給を開始できないことが明らかになった場合、その理由をお知らせし、あらためて当社及び管轄電力会社と協議のうえ、受給開始日を定めて電力受給を開始いたします。

第10条 （電力受給にともなうお客さまの協力）

1. お客さまは、お客さまの発電設備等と管轄電力会社の系統との連系にあたり、電気設備に関する技術基準を定める省令、電気設備の技術基準の解釈、電力品質確保に係る系統

連系技術要件ガイドラインその他の法令等、及び次の事項を遵守するものとします。なお、電気設備に関する技術基準を定める省令、電気設備の技術基準の解釈、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他の法令等に変更がある場合には、変更後の扱いを遵守することといたします。

2. お客様の発電設備等と管轄電力会社の系統との連系を行なう場合、管轄電力会社の供給信頼度と電力品質の面で電気を使用する他のお客様に悪影響を及ぼさないこととしていただきます。
3. お客様は、当社又は管轄電力会社より人身安全、設備安全上等の理由で発電設備等の停止を依頼された場合には、すみやかに発電設備等を停止するものとします。
4. お客様は、人身並びに設備の安全確保と電力系統の円滑な運営のため、発電設備等の定期的な点検を行ない、その機能を維持するものとします。
5. 配電線が事故停電の際のお客様による自立運転機能の使用には、留意するものとします。
6. お客様は、系統連系から自立運転への移行時及び自立運転から系統連系への移行時には、十分注意して操作を行なうものといたします。
7. お客様は、次の場合に、お客様の発電設備等に対して管轄電力会社からの要望がある場合、お客様の責任及び費用負担において必要な対策又は処置を実施していただくことがあります。
 - (1) お客様の発電設備等から管轄電力会社の系統への逆潮流等により生じる管轄電力会社の低圧配電系統の常時電圧変動が管轄電力会社の定める値になるよう自動電圧調整装置等を設置する必要がある場合
 - (2) 管轄電力会社から力率の実測等により対策が必要と判断された場合
 - (3) 管轄電力会社による工事等の作業時又は緊急時に管轄電力会社の系統を停止する場合等、お客様の発電設備等の解列が必要となる場合
 - (4) 管轄電力会社の供給設備又は電気を使用する他のお客様の設備の保全に悪影響を生じさせるため管轄電力会社の供給設備を変更する必要がある場合
 - (5) その他、お客様と管轄電力会社の系統接続又は管轄電力会社の系統運営に必要な場合
8. 次の場合には、お客様からすみやかにその旨を当社及び管轄電力会社に通知していただきます。
 - (1) お客様が、引込線、受電用計量器等その需要場所内の管轄電力会社の電気工作物に異状若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - (2) お客様が、お客様の電気工作物に異状若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあり、それが管轄電力会社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
 - (3) その他お客様の発電設備等に事故又は緊急事態が発生した場合

9. お客様が管轄電力会社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更又は修繕工事をされる場合及び物件の設置、変更又は修繕工事をされた後、その物件が管轄電力会社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を直ちに当社及び管轄電力会社に通知していただきます。この場合において、保安上特に必要があるときには、当社又は管轄電力会社は、お客様にその内容の変更をしていただくことがあります。
10. 当社又は管轄電力会社は、必要に応じて、託送供給の開始に先だち、接続受電電力、振替受電電力又は接続供給電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客様と協議を行なうことがあります。
11. お客様は、管轄電力会社が定める託送供給約款における発電者に関する遵守事項を遵守し、また管轄電力会社の給電指令、通知、要望等に従うことといたします。

第11条 (承諾の限界)

当社は、関係法令等(再エネ特措法で定められる受給契約の締結を拒むことができる正当な理由がある場合を含みます。)、電気の需給状況、供給設備の状況、お客様の債務の支払い状況その他によってやむを得ない場合には、受給契約の申込みの全部又は一部をお断りすることがあります。

第3章 料金の算定及び支払い

第12条 (受給電力の対象)

当社が受給契約に基づき調達する受給電力は、次のとおりといたします。

- (1) 発電出力が 50kW 未満で低圧余剰配線により管轄電力会社の供給設備と連系する本件太陽光発電設備であって、当該本件太陽光発電設備から発生する電気のうち、お客様が自ら消費する電力を除いた電力(以下「余剰買取」といいます。)
- (2) 発電出力が 50kW 未満で低圧全量配線により管轄電力会社の供給設備と連系する本件太陽光発電設備であって、当該本件太陽光発電設備から発生する電気のすべての電力(以下「全量買取」といいます。)

第13条 (料金の適用開始の時期)

料金は、原則として受給開始日(卒FITの受給開始日を含みます)から適用いたします。

第14条 (料金の算定期間)

1. 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電力受給を開始し、又は受給契約が終了した場合の料金の算定期間は、受給開始日か

ら直後の検針日の前日までの期間又は直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。

2. 前項にかかわらず、記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電力受給を開始し、又は受給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間又は直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。

第15条（受給電力量の計量等）

1. 受給電力量は、受電用電力量計及びその他計量に必要な付属装置（原則として1受給契約について1計量とし、以下総称して「受電用計量器」といいます。）により計量するものとします。
2. 受電用計量器を新たに設置する場合は、原則として、お客さまの負担で設置していただきます。管轄電力会社が設置工事を実施する場合であってその工事費が当社に請求される場合は、当社は、その工事費の全額を工事着手前にお客さまから申し受けます。設置した受電用計量器の所有権は、管轄電力会社の定めるところによります。
3. 受電用計量器の検針は、検針日又は計量日に管轄電力会社が実施いたします。当社は、管轄電力会社からの検針の結果を受領後、お客さまに Web サイトへ掲示する方法により通知いたします。ただし、書面により通知する方法をご希望のお客さまについては、有償にて当該書面を送付いたします。
4. 受電用計量器に故障が生じたときの故障期間内の受給電力量は、その都度当社と管轄電力会社の協議によって決定するものとします。
5. 当社及び管轄電力会社並びにこれらの者から委託を受けて検針を実施する者は、受給電力量を検針するため、又は受電用電力量計の修理、交換若しくは検査のため必要があるときには、お客さまの発電設備等が所在する土地に立ち入ることができるものといたします。

第16条（代理制御調整電力量の算定）

代理制御調整電力量は、第15条（受給電力量の計量等）に定める方法により計量された前々月の受給電力量に出力制御の公平性の確保に係る指針の規定にもとづき管轄電力会社が算定、通知する精算比率を乗じることにより算定するものとし、当社は、当社の指定する方法により、当該算定の結果を発電者に通知するものといたします。

第17条（料金）

1. 再生可能エネルギー買取制度の対象となる場合

料金は、第14条（料金の算定期間）に定める料金の算定期間を「1検針期間」として、その1検針期間分の受給電力量に、次の(1)及び(2)の金額を乗じて得たそれぞれの合計金額

を合算した額に(3)の代理制御調整金をオンライン事業者には加算した金額、オフライン事業者については控除した金額とし 当社は発電者に対し 上記料金 等 から(4)により得られる解体等積立金額を控除または加算した金額を支払うものとしたします。(以下 料金から解体等積立金額を控除または加算したものを「料金等」といいます。)ただし、再エネ特措法その他の関係法令の改正又はその他の事情により、当社は(2)のプレミアムを変更する場合があります。この場合、変更後のプレミアムは、変更後(同日を含む)の最初の検針日または計量日以降の検針期間から適用されるものとしたします。また、プレミアムは卒 FIT 受給契約を締結したお客さまを除きます。

(1) 再エネ特措法に基づき、お客さまの本件太陽光発電設備に適用される法定の調達価格又は特例太陽光価格(ただし、(i)再エネ特措法第6条第4項(再エネ特措法第6条で読み替えて適用される場合を含みます。以下同じ。)の変更認定を受けたことによりお客さまの本件太陽光発電設備について適用される調達価格又は特例太陽光価格が変更された場合には、当該変更後の調達価格又は特例太陽光価格によるものとし、(ii)再エネ特措法第3条第8項の規定により、受給契約に適用される調達価格が改定された場合には、かかる改定後の調達価格によるものとしたします。)に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額

(2) プレミアム

(i) 余剰買取のお客さま(ただし、(iii)に該当するお客さまを除く。):

1円/kWh(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(ii) 全量買取のお客さま:

1円/kWhに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額

(iii) 平成24年7月1日以降に再エネ特措法に基づき管轄電力会社の供給設備と連系した発電出力10kW以上の本件太陽光発電設備(平成24年7月1日以降に再エネ特措法に基づき管轄電力会社の供給設備と連系した発電出力10kW未満の本件太陽光発電設備が増設により発電出力10kW以上となった場合を含む。)により電力受給する余剰買取のお客さま:

1円/kWhに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額

(3) 代理制御調整金

経済的出力抑制が行なわれた場合においては第16条(代理制御調整電力量の算定)に定める方法により算定された代理制御調整電力量に前々月に適用された受給電力量単価を乗じて得た金額としたします。

(4) 解体等積立金額

発電者が、再エネ特措法第15条の6第2項に該当し、解体等積立金額を積み立てる場合において、再エネ特措法第15条の11に該当し、同条に定める方法で積み立てる場合を除き、施行規則第13条の4に規定される期間については、施行規則第13条の5の規定により、受給電力量に次のイ、ロまたはハの経済産業大臣が定める解体

等積立基準額を乗じて得た金額とし、経済的出力抑制が行われた場合においては、その金額に第16条（代理制御調整電力量の算定）に定める方法により算定された代理制御調整電力量に次のイ、ロまたはハの経済産業大臣が定める解体等積立基準額を乗じて得た金額を、オンライン事業者については加算し、オフライン事業者については控除した金額といたします。

イ ロおよびハの場合を除き、再エネ特措法第9条第4項の認定を受けたことにより、本発電設備について適用される解体等積立基準額

ロ 再エネ特措法第10条第1項の変更認定を受けたことにより、本発電設備について適用される解体等積立基準額が変更された場合、またはその他再エネ特措法および同法の関係法令等の規定により、本発電設備について適用される解体等積立基準額が変更された場合については、当該変更後の解体等積立基準額

ハ 再エネ特措法第15条の7第3項の規定により、本発電設備について適用される解体等積立基準額が改定された場合については、当該改定後の解体等積立基準額ただし、代理制御調整電力量に係る解体等積立金額は前々月に適用された解体等積立基準額によりおこなうものとし、施行規則第13条の4に規定される期間に行われた経済的出力抑制に対して算定するものといたします。

なお、解体等積立金額については、当社は、その金額を電力広域的運営推進機関に納付するものといたします。

2. 卒FITのお客さまの場合

料金は、第14条（料金の算定期間）に定める料金の算定期間を「1検針期間」として、その1検針期間分の受給電力量に、当社が別に定める購入単価を乗じてえた金額とします。

ただし、当社は関係法令等の改正及びその他の事情により、かかる購入単価を変更する場合があります。この場合、当社は変更後の購入単価を事前に電子メール、WEBサイト等適切な方法により、お客さまにお知らせします。

第18条 （料金の支払期日及び支払方法）

1. 当社は、お客さまに対し、3検針期間分の料金合計金額が正の値の場合、その料金を、3検針期間目の検針日または計量日が属する月の翌月末日（同日が金融機関の休業日である場合は、その翌営業日）に一括して、お客さまが指定する金融機関の指定口座に振り込む方法によってお支払いいたします。ただし、3検針期間満了前に受給契約が終了した場合は、その検針期間分の料金合計金額が正の値の場合、受給契約が終了した日の属する月の翌月末日（同日が金融機関の休業日である場合は、その翌営業日）にお支払いいたします。（再エネ特措法に基づく受給契約が終了し、卒FIT受給契約が成立する場合はこの限りではありません）

なお、受給契約消滅後に当社が支払うべき代理制御調整金が発生した場合、解体等積立金額を控除し、上記に準じて発電者に支払うものとしたします。

2. 上記1項の検針期間分の料金合計金額が負の値となる場合は、原則として、当社はその料金等を次回の3検針期間分の料金合計金額から差し引いて発電者に支払うものとし、次回の3検針期間分の料金合計金額が負の値である等、その全額を差し引けない場合、次々回以降もこの例によるものとします。ただし、受給契約の消滅等により、次回以降の3検針期間分の料金合計金額から差し引くことができない、発電者が支払うべき料金等が存在または発生する場合、発電者は上記1項の支払期日に準じた日までに、当社が別途指定する金融機関口座への振込みにより当社に支払うものとしたします。
3. お客さまが、検針の結果に係る通知について、書面により通知する方法を希望している場合、第17条（料金）に従い当社がお支払いする料金から、その費用を差し引かせていただきます。料金の支払いは、当社がその金融機関に振込みをしたときになされたものとしたします。

第4章 電力受給

第19条 （適正契約の保持）

お客さまとの受給契約が電力受給の状態又は設備認定の内容に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに適正なものに変更していただきます。

第20条 （立ち入りによる業務の実施）

当社及び管轄電力会社並びにこれらの者から委託を受けた者は、受給契約に直接関係ある電気工作物の調査、設計、工事（取付け及び取外しを含みます。）及び改修、お客さまの発電設備等の確認若しくは検査、保安の確認、並びに第21条（電力受給の停止、制限又は中止）、第25条（お客さまによる受給契約の解約）、第26条（当社による受給契約の解除）により必要な処置などの業務を実施するため、お客さまの承諾を得て発電設備等の設置場所に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ること及び業務を実施することを承諾していただきます。

第21条 （電力受給の停止、制限又は中止）

1. お客さまが、(i)お客さまと管轄電力会社との電気需給契約に基づき管轄電力会社がお客さまに電力を供給している場合又は(ii)管轄電力会社との間で接続供給契約を締結している特定規模電気事業者若しくは特定電気事業者（以下あわせて「供給事業者」といいます。）が当該接続供給契約及びお客さまとの電気供給契約に基づきお客さまに対し電力を供給している場合において、お客さま又は供給事業者の債務不履行により電気の

供給又は接続供給を停止された場合、当社はお客さまからの電力受給を停止いたします。この場合、当社は、お客さまの発電設備等において、電力受給停止のための適当な処置を行なうこととし、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。

2. 当社と管轄電力会社との接続供給契約により電気の供給が中止され、又はお客さまの電気の使用が制限され、若しくは中止された場合には、当社はお客さまからの電力受給を制限又は中止することがあります。
3. お客さまが、管轄電力会社が定める託送供給約款における発電者に関する遵守事項を遵守せず、当該託送供給約款に基づき接続供給を停止された場合は、当社はお客さまからの電力受給を停止いたします。この場合、当社は、お客さまの発電設備等において、電力受給停止のための適当な処置を行なうこととし、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。

第22条 （損害賠償等）

1. お客さま又は当社が、この電力受給にともない、その相手方又は第三者に対し、自らの責めに帰すべき事由により損害を与えた場合は、賠償の責めを負うものといたします。
2. 第9条（電力受給の開始）第2項によって受給開始日を変更した場合又は第21条（電力受給の停止、制限又は中止）第2項によって電力受給を制限又は中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
3. 第21条（電力受給の停止、制限又は中止）第1項又は第3項によって電力受給を停止した場合又は第25条（お客さまによる受給契約の解約）によって受給契約を解約した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
4. 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
5. お客さまの発電設備等の電圧上昇制御機能等の動作によって受給電力量が減少した場合には、当社は、その減少した受給電力量について補償の責めを負いません。

第5章 契約の変更及び終了

第23条 （受給契約の変更）

1. お客さまが次に該当する場合は、あらかじめその旨を当社に対し書面で申し出させていただきます。
 - (1) 発電設備等の全部若しくは一部の変更を希望される場合、又は当該発電設備等の制御方法若しくは配線の変更を希望される場合
 - (2) お客さまの本件太陽光発電設備が新たに再エネ特措法第6条第1項の設備認定を受

け又は同法第 6 条第 4 項の変更認定を受ける場合等、お客さまの本件太陽光発電設備に係る調達価格又は特例太陽光価格が変更となる場合

2. お客さまが受給契約の変更を希望される場合は、当社の所定の受給契約変更手続を行うものいたします。

第24条 (名義の変更)

1. 相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで当社への電気の供給を行っていたお客さまの当社に対する電気の供給についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き受給契約の継続を希望される場合は、名義変更の手続きにより当社へ書面により申し出ていただきます。
2. お客さまが受給契約の名義変更を希望される場合は、当社所定の名義変更手続を行うものいたします。

第25条 (お客さまによる受給契約の解約)

1. お客さまは、電力広域的運営推進機関が運営するスイッチング支援システム又は当社指定窓口を通じて当社へ受給契約の解約申し込みを行い、受給契約を解約することができます。当社は受給契約の解約に際して、契約解除料として以下の金額を申し受けることができ、当社からお客さまにお支払する料金がある場合は、その料金と契約解除料は対当額で相殺することができるものとします。ただし、受給期間の更新日から起算して 1 ヶ月以内にお客さまからの解約申し込みが当社に到達した場合または卒 FIT 受給契約を締結のお客さまは、契約解除料のお支払いは不要といたします。

- (1) 受給開始前のお客さま：

3,000 円に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額並びに当社がお客さまと需給契約を締結し及び電力を調達するために要した実費相当額

- (2) 受給開始日以降、最初の更新前のお客さま：

9,500 円に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額

- (3) 更新後の受給期間中のお客さま：

6,000 円に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額

2. 第 1 項に基づきお客さまから解約申し込みがなされた場合、当社は管轄電力会社と協議のうえ、受給契約の解約日を定め、当該解約日に、お客さまの発電設備等において、電力受給を終了させるための適当な処置を行ないます。この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
3. 本条に基づく受給契約は、前項に従い定められた解約日に終了いたします。
4. お客さまが当社の指定する支払期日を経過してなお契約解除料を支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて年 14.5 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）で

算定した延滞利息を申し受けます。

第26条 (当社による受給契約の解除)

1. 当社は、お客さまについて、次のいずれかの事由が生じた場合には、お客さまに対する通知を要することなく直ちに、受給契約を解除することができます。この場合、お客さまが当社に対し、受給契約の解除により生じた損害を請求することはできないものといたします。
 - (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算若しくはその他の倒産関連法規に基づく手続開始の申立て、又は解散の決議を行った場合
 - (2) 設備認定の取消し、設備認定の変更認定（調達価格及び調達期間又は特例太陽光価格及び特例太陽光調達期間が変更になる場合に限り、）、又はその他の事由により第2条（適用範囲）に定める適用範囲から外れることとなった場合
 - (3) 第33条（暴力団排除条項）第1項又は第2項のいずれか一つにでも反した場合
 - (4) 第21条（電力受給の停止、制限又は中止）第1項によって電力受給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 - (5) お客さまが次のいずれかに該当する場合で、当社の定めた期日までにその事実を解消されないとき。
 - (i) お客さまが本規約によって支払いを要することとなった債務を支払われない場合
 - (ii) お客さまが他の受給契約（既に終了しているものを含みます。）によって支払いを要することとなった債務を支払われない場合
 - (iii) 連系された発電設備等の更新について申込みをされない等、第18条（適正契約の保持）に定める適正契約への変更に応じていただけない場合
 - (iv) 第15条（受給電力量の計量等）、第20条（立ち入りによる業務の実施）に反して、立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - (v) 第10条（電力受給にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合
 - (vi) その他、本規約に反した場合
2. 当社は、4ヶ月前にお客さまに通知することにより、受給契約の全部又は一部を解除することができます。
3. 前項に基づき当社が解除する場合、当社は管轄電力会社と協議のうえ、受給契約の解除日を定め、当該解除日に、お客さまの発電設備等において、電力受給を終了させるための適当な処置を行ないます。この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。なお、本項に基づく受給契約は、当社により定められた解除日に終了いたします。
4. お客さまが、第25条（お客さまによる受給契約の解約）に定める解約手続をしないでその設置場所から移転する等、当社に電気を供給していないことが明らかな場合には、

当社が電力受給を終了させるための処置を行なった日に受給契約は終了するものとします。

第27条 (不可抗力免責)

1. お客さま及び当社は、次に定める不可抗力によって受給契約の履行が不可能となった場合、相互に損害賠償責任を負わないことといたします。
 - (1) 地震等の天災地変その他非常変災の場合が起きた場合
 - (2) 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合
2. 第1項各号に定める不可抗力を原因として、受給契約の履行ができない場合、お客さま又は当社は受給契約の全部又は一部を解約することができます。この場合、解約に伴い生じる損害について、相手方に対して賠償責任を負わないことといたします。
3. お客さま又は管轄電力会社の設置した自動電圧調整装置等の動作に伴い、お客さまの発電設備等の出力が抑制される場合に生じるお客さまの損害又は損失は、当社は賠償又は補償する責任を負わないことといたします。

第28条 (受給契約終了後の債権債務関係)

1. 受給契約期間中の料金その他の債権債務は、受給契約の終了によっては消滅いたしません。
2. 受給契約終了後、お客さまと当社との間に債権債務が残っている場合は、当社がお客さまにお支払する料金と当社のお客さまに対する債権額とを対当額で相殺いたします。

第29条 (工事費負担金)

1. 電力受給の開始又は受給契約の変更等に伴い管轄電力会社が供給設備を新たに施設又は変更する場合は、当社は、これにかかった金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。
2. 当社は、第1項に定める工事費負担金を原則として工事着手前に申し受けます。
3. 設計の変更、材料単価の変動その他特別の事情によって工事費負担金に著しい差異が生じた場合であって管轄電力会社から精算が行われたときは、当社とお客さまは、工事完成後すみやかにその差異について精算するものとします。

第6章 発電側課金

第30条 (目的)

託送供給等約款に基づく系統連系受電サービス料金に関し、発電量調整供給契約(発電契約者)に紐づく系統連系・維持に係る地位を系統連系受電契約(発電者)へ承継することが必要と整理

されたため、発電者が管轄電力会社と系統連系受電契約を締結するにあたり、本規約により、当社は管轄電力会社を代理して発電者との間で系統連系受電契約を締結します。

第31条 (系統連系受電契約の変更や解約)

1. 発電者が新たに系統連系受電契約を希望する場合または買取契約の内容に変更が生じる場合、発電者は契約の締結または変更について、当社に申し出るものとします。
2. 当社は、発電者が系統連系受電契約の変更を申し出た場合に、発電量調整供給契約の変更として管轄電力会社へ申し出るものとします。
3. 管轄電力会社が発電者との系統連系受電契約を解約する場合、発電者の発電場所に係る発電量調整供給契約を変更するものとします。
4. 発電者が系統連系受電契約の解約後に系統に接続された電気を、管轄電力会社が無償で受電することについて承諾するものとします。

第32条 (系統連系受電サービス料金)

1. 管轄電力会社から当社へ系統連系受電サービス料金（以下本条では「料金」といいます）の通知があった場合には、当社は速やかに発電者へ通知するものとします。

また、発電者の料金については、その都度、発電者から当社に支払いを行なっていただきます。当社と発電者との精算は、原則として当社が買取を行う電力受給料金と相殺して行うものとします。

2. 支払われた料金については、その都度、別途管轄電力会社にて定められた期日までに当社から管轄電力会社に支払いを行います。ただし、次の場合には、管轄電力会社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から管轄電力会社へ料金を支払うものとします。

- (1) 発電者が支払期日までに当社に支払えない場合
- (2) 当社が買取を行う電力受給料金を料金が上回る場合に、発電者と当社および管轄電力会社において合意がなされたとき
- (3) 発電者と当社間で相殺して精算すると定めている地点以外の場合
- (4) その他管轄電力会社が必要と認めた場合

なお、発電者が料金をお支払いいただけなかった場合は、系統連系受電契約の解約とともに発電量調整供給契約解約や系統からの解列となる場合があります

3. 当社は、料金に加え、延滞利息および契約超過金についても発電者から受領し、管轄電力会社があらかじめ定める期日までに、発電者に代わり管轄電力会社に引き渡す業務を受託するものとします。また、当該業務は、発電者が直接管轄電力会社に支払う事項に該当

した場合を除き、発電者から無償で受託するものとします。

第7章 その他

第 33 条（再エネ特措法等に基づく報告）

当社は、再エネ特措法その他の関係法令等にしがい、電力受給の実績等の報告を行なうものといたします。

第 34 条（連絡体制）

お客さま及び当社は、安定した電気の供給を確保するために必要な連絡体制を確立し、維持するものとします。

第 35 条（守秘義務）

お客さまは、受給契約及び本規約並びにそれらに付随して作成された書類等の存在及び内容に関しては、内容に関連する書類一切を含めてこれらの情報を、当社の書面による事前承諾なしに第三者に開示しないものといたします。ただし、受給契約の履行に関連して管轄電力会社に情報提示が必要な場合又は法令上の根拠、官公庁からの正当な権原及び目的による開示要請がある場合は、この限りではありません。

第 36 条（暴力団排除条項）

1. お客さま及び当社は、現在及び将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）及び次のいずれにも該当しないことを表明し保証いたします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配し又は実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (2) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員を利用していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (4) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. お客さま及び当社は、自ら又は第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを表明し保証いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して、脅威的な言動をし又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他、上記に準ずる行為

第 37 条（裁判管轄）

受給契約又は本規約に関連して生じる争訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第 38 条（協議）

本規約に定めのない事項又は本規約により難い特別な事情が生じた場合は、お客さま及び当社は誠意をもって協議し、その処理にあたるものといたします。

附 則

1. 実施期日

本規約は、2024年4月1日から実施いたします。

2. 改訂履歴

2016年5月1日 改訂

2019年7月29日 改訂

2022年8月12日 改訂

2024年4月1日 改訂